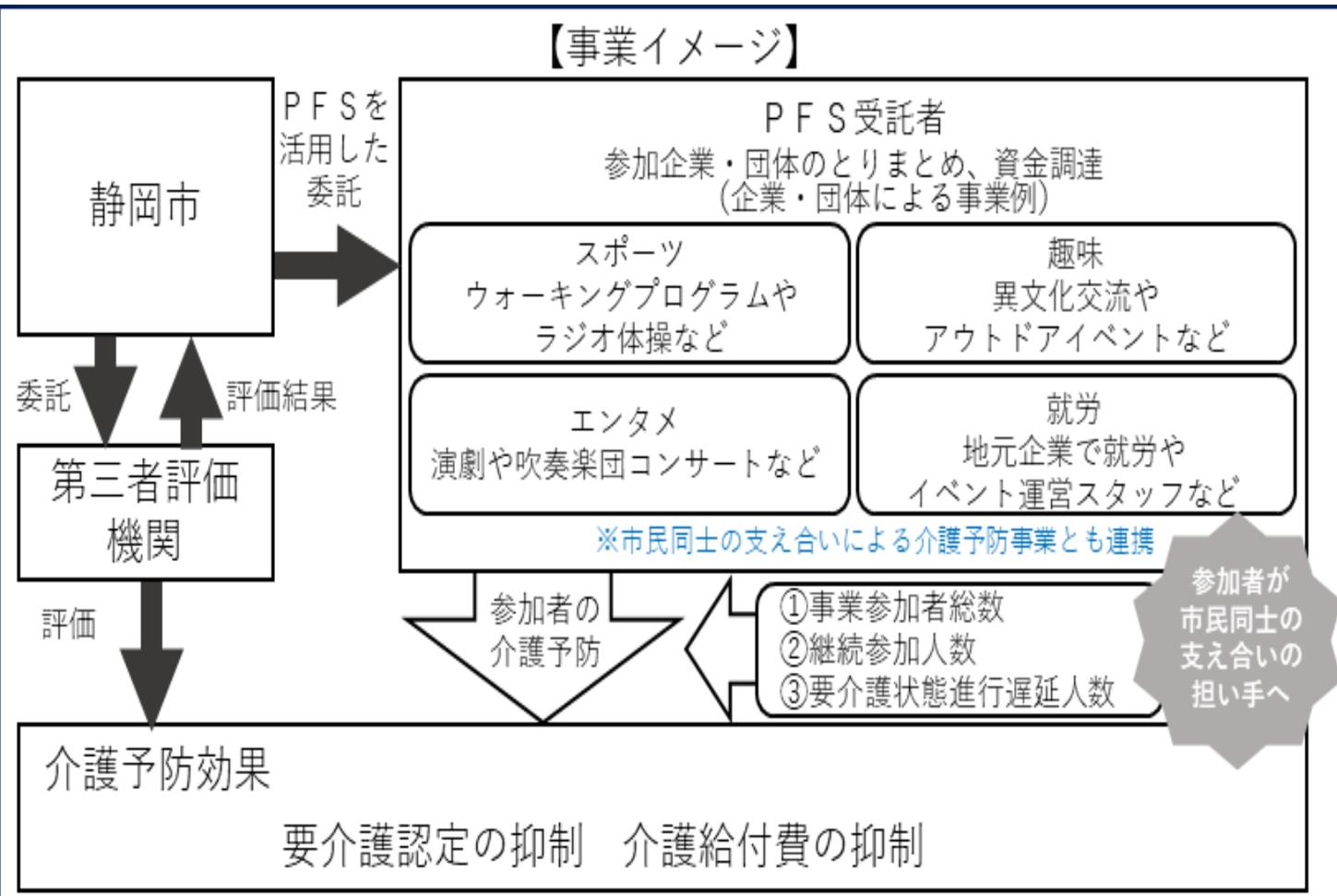


# P F S を活用した静岡市介護予防事業 (案)

令和5年6月23日 (金)  
静岡市

# P F S を活用した静岡市介護予防事業（案）



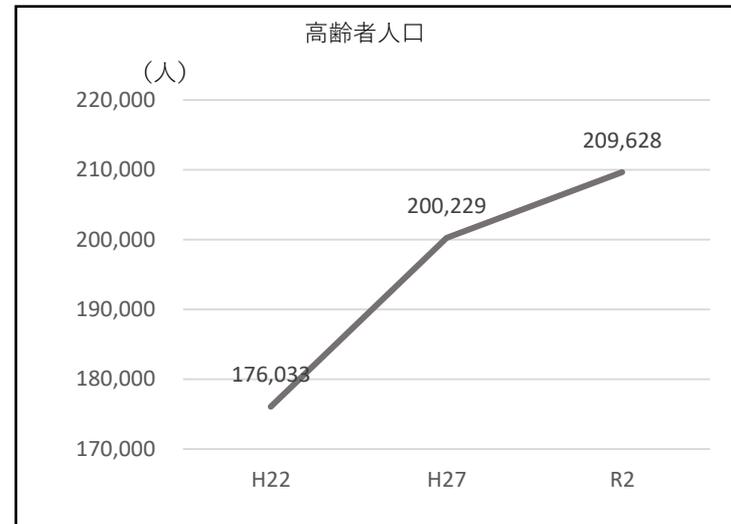
- ① S型デイサービス事業  
家に閉じこもりがちな高齢者を対象に介護予防を目的としたミニデイサービス。
- ② 運動器機能向上事業  
高齢者に対し、静岡市版介護予防体操等を実施。
- ③ 元氣いきいき！シニアサポーター事業  
高齢者が地域貢献活動を行うと、静岡市の地場産品と交換できるポイントを付与。
- ④ フレイル予防事業  
高齢者に楽しく健康（虚弱度）チェックをしてもらうことにより、自身の健康についての「気づき」を促して健康意識を高め、介護予防等に取り組んでもらう。

## 1 静岡市の現状

(1) 高齢者人口が増加している。

200,229人（H27）→209,628人（R2）

出典：国勢調査



(2) 要介護要支援認定率（年齢調整後）及び認定者が上昇・増加している。

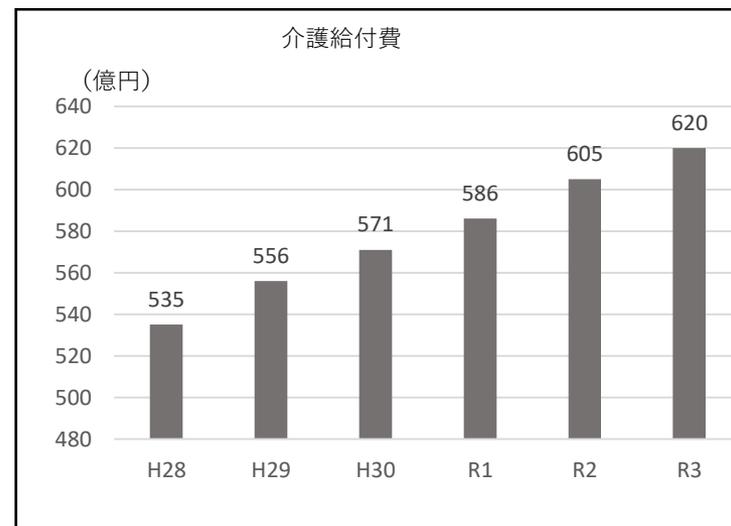
16.7%・35,395人（H28）→16.8%・40,625人（R3）

出典：地域包括ケア「見える化」システムから算出

(3) 静岡市の介護給付費が増加している。

535億円（H28）→620億円（R3）

出典：静岡市



(4) 要介護認定を受けていない市内在住の65歳以上の高齢者のうち、就労や社会活動をしていない人の割合が上昇している。

13.9%（H28）→17.4%（R4）

出典：静岡市介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

## 2 課題と対策案

### （1）課題

市民が要介護状態となることを防ぎ、持続可能な介護保険制度を実現するためには、介護予防の取組を推進する必要があるが、次の課題に直面している。

- ①既存の介護予防事業（S型デイサービス事業等）の活動内容のマンネリ化、参加者の固定化や担い手不足が進んでいる。
- ②要介護状態になる前の人へアプローチできる効果的な取組が必要となっている。

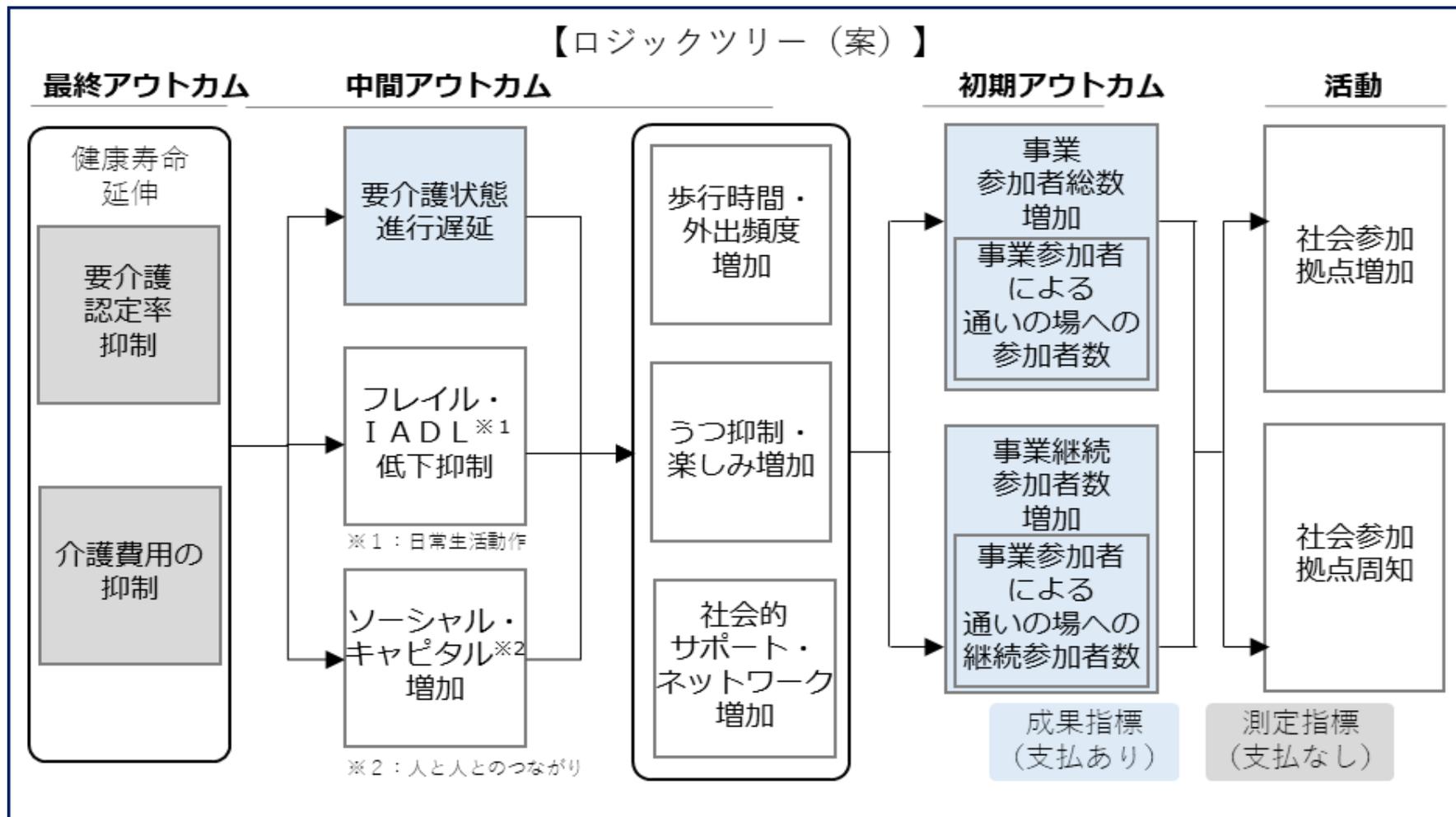
### （2）対策案

要介護認定を受けていない市内在住の65歳以上の高齢者のうち、就労や社会活動をしていない人（静岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（R4）から31,400人を推計）に、P F Sを活用して介護予防に取り組む機会を提供する。

- ①事業期間：令和6年6月1日から令和9年3月31日まで（3年間）  
※令和9年3月31日＝4次総前期終了、市民サービス提供は、令和6年9月開始予定
- ②主な事業内容
  - ・事業の受託者が成果指標を達成するための取組を企画し、運営する。  
例：スポーツ、趣味、エンタメ、就労等にかかるプログラムの実施。
  - ・受託者が行った取組に対する成果の評価を第三者評価機関に委託し、実施する。

## 2 課題と対策案

### （2）対策案



## 2 課題と対策案

### （2）対策案

#### ③成果指標（支払い根拠）

- ア 事業参加者総数（事業実施2年目・3年目の支払い根拠）  
実施するイベント型及び継続的介護予防プログラムや、事業参加者により創設される通いの場への65歳以上の参加者の実人数をカウント。
- イ 継続参加人数（事業実施2年目・3年目の支払い根拠）  
継続的プログラム及び継続的プログラムの関連活動や、事業参加者により創設される通いの場に月一回以上の頻度で半年以上継続して参加している方を継続参加者とし、人数をカウント。
- ウ 要介護状態進行遅延人数（事業実施3年目の支払い根拠）  
事業実施期間中の継続参加者のうち、要介護状態進行の遅延が推測された人数を算出。  
要介護状態進行の進行遅延者は、事業参加者に実施するアンケートにおいて、要支援・要介護リスクが維持以上で、かつ社会参加の状況に該当する項目が増加、または主観的健康感が増加している高齢者とする。

#### ④成果指標の上限値等（案）

- ア 総参加者数：5,000人／3年
- イ 継続参加人数：3,000人／3年
- ウ 要介護状態進行遅延推計人数：3,000人／3年

## 2 課題と対策案

### (2) 対策案

#### ⑤ 評価時期、契約期間

##### ア 変動する部分の評価時期※

※支払いは最低保証額（固定）と成果報酬額（変動）がある。

##### (ア) 総参加者数

1年後（令和7年11月30日）及び2年後（令和8年11月30日）

##### (イ) 継続参加人数

1年後（令和7年11月30日）及び2年後（令和8年11月30日）

##### (ウ) 要介護状態進行遅延推計人数

2年後（令和8年11月30日）

##### イ 契約期間

令和6年度から令和8年度（3年間）

#### ⑥ P F S 事業効果

目標：健康寿命の延伸

最終アウトカム：要介護認定の抑制、介護給付費の抑制

## 2 課題と対策案

### （2）対策案

#### ⑦支払上限額

上記④「成果指標の上限値等※」を達成するために必要な金額。

※成果指標の上限値等（案）

ア 総参加者数：5,000人／3年

イ 継続参加人数：3,000人／3年

ウ 要介護状態進行遅延推計人数：3,000人／3年

#### ⑧支払条件

最低保障額（固定）に加え、成果指標の達成状況から決定される金額（変動）を支払金額とする。

現時点では、固定を1年ごとに、変動を事業実施2年目、3年目に支払うことを想定。

#### ⑨成果評価の方法

第三者評価機関による評価

## 2 課題と対策案

### (2) 対策案

#### ⑩事業体制に関する検討

表 7 P F S 事業の実施体制の比較表

	直接型	間接型	S P C 型
メリット	・事業関係者が少ないため、関係者の調整に係る負担が小さい	・複数のサービス提供者が事業活動を実施する場合に、円滑な調整等が可能となる	・資金提供者にとって、提供した資金の用途を確認できる ・サービス提供者の倒産により事業が継続できないリスクを回避することができる
デメリット	・複数のサービス提供者が実施する場合に適さない可能性がある	・事業関係者が増えるため、複雑化する。	・S P C 設立等のための追加コストが必要となる
適する場合	・事業活動の大半を単一のサービス提供者が実施する場合	・複数のサービス提供者が事業活動を実施する場合	・民間事業者が資金提供者から資金調達する場合 ・契約期間が長い場合

(出典：成果連動型民間委託契約方式（P F S : Pay For Success）

共通的ガイドライン[令和3年2月、内閣府 成果連動型事業推進室])

#### ⑪今後の主なスケジュール

令和5年6月 マーケットサウンディング

令和6年4月 プロポーザル（公募）

6月 契約締結（～令和9年3月）

※市民へのサービス提供は9月開始予定